

高知工業高等専門学校技術相談取扱規則

制 定 平成27年3月19日
一部改正 平成30年3月16日

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構技術相談に関するガイドラインに基づき、高知工業高等専門学校（以下「本校」という。）における技術相談の取扱いに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において「技術相談」とは、本校の教職員が企業等からの申込みを受け、企業等における技術的な問題を解決するため、本校の有する研究成果や技術的知識を広く活用する一時的な相談とし、申込者の技術的問題解決に向けての支援並びに相互の研究開発等の活性化を図るための技術指導・助言及び情報交換をいう。

(技術相談の受入)

第3条 技術相談は、本校の教職員の教育研究業務に支障を生じるおそれがないと認められる場合に受け入れるものとする。

(技術相談受入の条件)

第4条 次の各号の一に該当する場合は、技術相談を受け入れないものとする。

- (1) 申込者が、技術保証等のために本校名称の利用のみを目的とする場合
- (2) 申込者が、技術相談の結果に基づく事業及び活動について、本校に対し過度の責任を負うことを求める場合
- (3) その他校長が受け入れるべきでないと判断した場合

(技術相談の申込)

第5条 企業等が技術相談の申込を行う場合は、技術相談申込書(様式1)を高知工業高等専門学校地域連携センター長（以下「センター長」という。）に提出するものとする。

(技術相談の実施)

第6条 センター長は、第3条の規定に基づき技術相談の受け入れを行う場合は、本校の技術相談担当教職員（以下「技術相談担当者」という。）を決定し、当該技術相談担当者へ通知するものとする。

- 2 技術相談において、ノウハウ等の提供を行う場合は、秘密保持契約の締結をするものとする。
- 3 技術相談において、成果有体物の提供を行う場合は、研究成果有体物提供契約を締結するものとする。
- 4 技術相談担当者は、技術相談の結果、共同・受託研究、受託試験等を行うこととなった場合には、その旨を速やかにセンター長に報告するものとする。
- 5 技術相談担当者は、技術相談の経過中又は結果として、知的財産が生じた場合には、速やかにセンター長に報告するものとする。

(技術相談料等)

第7条 技術相談料は、技術相談料金表(別表1)に定める額とする。

- 2 技術相談を行う場所が本校以外である場合の交通費及び技術相談の経過で分析等を実施した場合の費用等（以下「必要経費」という。）は、前項に規定する技術相談料とは別に申込者から徴収するものとする。
- 3 いったん納付された前2項に規定する技術相談料及び必要経費は、本校の都合により受入れを取り消した場合以外は返金しない。

(技術相談料の免除)

第8条 次の各号の一に該当する場合は、技術相談料の一部又は全額を免除することができる。

- (1) 公的機関からの申込みの場合
- (2) 申込者が、申込み時において、共同研究等の申請を前提とする旨の意思表示をした場合
- (3) その他校長が必要と認める場合

(受入研究者指導料)

第9条 技術相談において、期間及び指導回数が特定され技術指導する場合は、独立行政法人国立高等専門学校機構共同研究実施規則(機構規則第46号)に基づく受入研究者指導料として取り扱うことができるものとし、共同研究(技術指導)契約を締結するものとする。

2 共同研究(技術指導)契約においては、原則として間接経費を直接経費の額の10%に相当する額を徴収する。

(技術相談の報告)

第10条 技術相談担当者は、当該技術相談が完了したときは、技術相談報告書(様式2)を速やかにセンター長に提出するものとする。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年3月16日から施行する。

技術相談申込書

高知工業高等専門学校地域連携センター長 殿

下記のとおり技術相談を申込みます。

記

申 込 者	企業名等	
	役 職	
	氏 名	印
	住 所	
	電 話	
	E-mail	
担当教職員の希望	<input type="checkbox"/> 有 (担当教職員名 :) <input type="checkbox"/> 無	
相談内容	具体的にご記入ください。	

次の事項について、ご確認の上、同意いただける場合は、レをご記入願います。

秘 密 保 持	<input type="checkbox"/> 技術相談の経過において、担当教職員よりノウハウ等の提供を受けた場合、秘密保持契約を締結することに同意する。 ※同意いただけない場合、技術相談を実施することができないことがあります。
知的財産の取扱い	<input type="checkbox"/> 技術相談の経過又は結果、担当教職員の寄与により知的財産が生じた場合、当校へ書面にて通知することに同意する。 ※同意いただけない場合、技術相談を実施することができないことがあります。

別表 1

技術相談料金表

相談回数	金 額	備 考
1 回目	無 料	
2 回目以降	3 2, 4 0 0 円(消費税を含む)／回	

(注)

【同一の申込者が2回以上技術相談を申し込む場合】

- ・ 技術相談内容が同一の場合は、技術相談料は相談の都度徴収する。
- ・ 技術相談内容が異なる場合は、1回目の技術相談とし、無料とする。